

令和7年12月17日

| 発 言 者                          | 発 言 要 旨   |
|--------------------------------|---|
| 佐藤（正）委員                        | <p>来年度、新規で実施を予定している、「脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す新たなプロモーション」の具体的な内容はどうか。</p>  |
| 環境企画課長(兼)<br>カーボンニュートラル・GX戦略室長 | <p>県では今年度、個人のCO<sub>2</sub>排出量を計測するツール「デカボMYスコア」を導入し、県民のCO<sub>2</sub>排出量の見える化を進めている。来年度はこの取組に加え、県民が楽しみながら無理なく脱炭素行動を始められる新規事業を実施する予定であり、行動変容を促す新たなプロモーションを展開したいと考えている。</p> <p>具体的には、脱炭素に関する気付きや学びを促す見学や体験ツアー、県内で脱炭素に取り組む企業への訪問を通じて、移動や食事、買い物など日常生活におけるCO<sub>2</sub>削減の工夫を実際に体験してもらうことなどを想定している。これにより「こんなことでもCO<sub>2</sub>が削減できる」「無理なく続けられる」といった実感を得てもらうことが重要と考える。</p> <p>得られた気付きや学びはSNSで広く発信してもらい、具体的かつ実行可能な日々の脱炭素行動を多くの人に伝播させ、波及効果を狙う。現在は予算要求段階であるが、カーボンニュートラル社会の実現に向け取組を前に進めていきたい。</p>  |
| 佐藤（正）委員                        | <p>「やまがたカーボンニュートラル大使」に係る今年度の取組状況と来年度の方針はどうか。</p>  |
| 環境企画課長(兼)<br>カーボンニュートラル・GX戦略室長 | <p>県では令和3年度から、環境に関心を持ちカーボンニュートラルの実現に向けた取組を行う小中高生のグループを「やまがたカーボンニュートラル大使」として委嘱しており、小学生5グループ、中学生4グループ、高校生33グループの計42グループが活動が続いている。今年度は高校5校7グループを委嘱し、超小型風車のブレード形状に関する研究や藻類の人工培養に関する研究、地域の小学生向け普及啓発活動など、多様な観点からの取組が進んでいる。</p> <p>県は大使の実践活動に対して助成を行い、活動を促進している。今年度の活動発表会は1月下旬～2月中旬に予定しており、各グループの1年間の成果を発表するとともに、有識者からの助言を得る場とする。そのほか別のグループの発表を通じて異なる視点や新たな学びを得ることで相乗効果を期待している。</p> <p>広報面では「県民のあゆみ」や県政広報番組で紹介したほか、今後も県公式YouTubeチャンネル「やまがたChannel」での動画配信やSNSでの情報発信を行う予定である。来年度は、若者向けSGDsワークショップ事業と本事業を統合し、環境教育から実践・研究発表までを含む若者向け環境人材育成事業として再編し実施する予定である。2050年のカーボンニュートラルを担う人材育成を重視し、引き続きしっかり取り組んでいきたい。</p> |
| 佐藤（正）委員                        | <p>山形県気候変動適応センターの概要及び取組の成果はどうか。</p>   |
| 環境企画課長(兼)<br>カーボンニュートラル・GX戦略室長 | <p>気候変動への対処には、温室効果ガスの排出を削減する緩和策と、現に表れている又は将来予測される影響を回避・軽減する適応策の両面を進めることが重要である。このため、地域における気候の影響や適応に関する情報の収集・整理・発信を行う拠点として、令和3年4月1日に村山市にある県環境科学研究センタ</p>  |

| 発 言 者   | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
|         | <p>一内に山形県気候変動適応センターを設置した。</p> <p>設置以降、センターは県民や事業者が適応策を検討・実施する際に役立つ情報発信、セミナー開催、出前講座による普及啓発を行っている。具体的には、平均気温上昇や雪解け期の早まり、河川水温上昇、桜の開花日といったデータをホームページやSNS、啓発資料、広報誌などで広く提供している。また、県民向けの出前講座や適応セミナーは、設置から昨年度までの4年間で合計164回開催しており、今年度も11月末時点で31回開催するなど普及啓発に注力している。</p> <p>適応策は県単独で完結するものではなく、各地域に応じた取組と市町村の関与が不可欠である。国立環境研究所等の協力を得て市町村担当者向け研修を実施し、地域適応計画の策定に対する技術的助言も行っている。気候変動適応は第4次山形県環境計画の施策の柱に位置付けられており、計画の中間見直しと並行して、引き続き有用な情報提供やセミナー開催を通じて役割を果たしていきたい。</p> |
| 佐藤（正）委員 | クマ対策として県が設置を検討している中間支援組織の概要と今後の進め方はどうか。   |
| みどり自然課長 | <p>クマを含む鳥獣対策は、行政の人員やノウハウ不足、猟友会員の高齢化により、市町村単独での対応が困難になっている。そのため広域的で持続可能な体制の構築が必要である。</p> <p>県では、全市町村が参画する山形県鳥獣被害防止協議会を設置し、行政と住民の橋渡しを行う中間支援組織に向けて、本県に必要な機能についてこれまで7回にわたり議論を重ねてきた。業務については計画策定、防除の現地指導、人材育成など、主に農作物被害防止に重点を置いてきた。しかしながら、今年度のクマの出没状況を考えると、捕獲や駆除を含む対策の取扱いについても検討が必要である。</p> <p>今後は協議会において中間支援組織が担う詳細な業務、体制、費用等を具体的に検討するとともに、市町村に対する費用負担の理解と合意形成を丁寧に図っていく。令和9年4月の業務開始を目指し、市町村や猟友会と協議を重ね、クマ対策を含む鳥獣対策を将来にわたって実施できる持続可能な体制整備を進めていきたい。</p>         |
| 佐藤（正）委員 | 中間支援組織は、他県で設置している鳥獣被害対策支援センターに代わるものなのか。   |
| みどり自然課長 | 様々検討した結果、本県では中間支援組織の設置が適当であると判断したところである。  |
| 佐藤（正）委員 | 中間支援組織を設置しただけで県との関係が希薄になることは避けるべきである。県が主導性を保持しつつ、関係性を維持して協働する体制を確立すべきと考えるがどうか。  |
| みどり自然課長 | 指摘の点については、十分配慮して検討したい。  |
| 佐藤（正）委員 | 今回追加提案された補正予算案では保育施設への支援が盛り込まれていないが、ほかに支援策は存在するのか。  |

| 発 言 者       | 発 言 要 旨  |
|-------------|--|
| こども安心保育支援課長 | <p>保育所等の公定価格は、国家公務員の給与改定や物価動向を踏まえ毎年度改定されている。先月決定された政府の総合経済対策に、保育士の処遇改善と保育所等への物価高対策が盛り込まれた。処遇改善は今年4月に遡及して5.3%引き上げられ、物価高対策としては今年度限りの運営継続支援臨時加算（仮称）が創設され、保育所、認定こども園、幼稚園等の運営費に上乗せして給付される。この加算により、物価高の下でも質の確保された食事や教育・保育の継続的な提供が支援される。</p> <p>処遇改善と臨時加算は公定価格に上乗せして給付され、費用の一部を県も負担することとなっている。しかしながら、国の交付要綱等が提示されていないため、正式な補助単価や対象経費は未確定であり、県としては詳細を確認の上検討を進める。今回の経済対策で対象外となっているのは、公定価格が適用されない認可外保育施設及び私学助成の対象となる幼稚園である。認可外施設については市町村が国の重点支援交付金等を活用し約7割の施設を支援しているほか、私立幼稚園についても自治体の支援が行われている。</p>                    |
| 佐藤（正）委員     | <p>つまり政府の総合経済対策には保育施設に対する支援策はあるが、今回の県の補正予算案には盛り込まれていないということか。</p>  |
| こども安心保育支援課長 | <p>そのとおりである。</p>   |
| 佐藤（正）委員     | <p>新たな地域医療構想の策定に係る今後の取組方針はどうか。</p>   |
| 医療政策課長      | <p>新たな地域医療構想の策定に当たっては、85歳以上の高齢者が増加する一方で生産年齢人口が長期的に減少するという全国的な人口構造の変化を前提に、持続可能な医療提供体制の確保を図る必要がある。地域ごとにあるべき医療像を明確化し、限られた医療資源を最適かつ効率的に配分することが求められる。</p> <p>具体的には、治す医療を担う医療機関と、治し支える医療を担う医療機関の役割分担を明確にした上で、地域内で完結する医療・介護提供体制を構築することが重要である。在宅中心の医療を基本とし、入退院を繰り返す高齢者や終末期の看取りを要する人々を地域で面的に支えるため、かかりつけ医機能や在宅医療の充実、医療と介護の連携強化に一層取り組む必要がある。</p> <p>また、遠隔医療を含む医療DXの推進や現場の業務負担軽減、働き方改革や医師偏在対策など人材確保策に注力し、地域の医療・介護機能の持続性を高めることが不可欠である。</p> <p>先般成立した医療法等の一部改正を踏まえ、国のガイドラインや地域医療構想調整会議、市町村や関係団体の意見を丁寧に聴き、策定作業を進めていきたい。</p> |
| 佐藤（正）委員     | <p>国のガイドラインに則るだけでなく、地域の実情に応じた構想となるように取り組んでほしい。</p>   |
| 佐藤（正）委員     | <p>民間病院は地域医療にとって重要な役割を果たしている。全国で公立病院の約8割が赤字経営にあるものの、公立病院は一般会計から赤字を補填できる一方で、民間病院は同様の支援を受けにくく経営環境は厳しい。民間病院に対する支援の在り方を検討すべきと考えるがどうか。</p>  |

| 発 言 者   | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 医療政策課長  | <p>本県の医療提供体制を見ると、一般病床に占める公立病院の割合は全国で最も高く、特に救急や不採算分野などの政策医療は公立・公的病院が担っている。一方、精神医療など民間病院が主に担う分野もあり、地域医療を維持する上で民間病院の役割も重要であると認識している。</p> <p>最近の病院経営は、診療報酬が2年に1度の改定であるため物価上昇や賃上げ分を価格転嫁しにくく、経営が厳しい状況が続いている。地域医療を将来にわたり維持するためには、物価高や人件費上昇に対応できる安定的な経営が不可欠であり、緊急的支援と診療報酬制度の改定による安定的財源の確保という両面の対応が必要である。</p> <p>緊急的支援としては、国の重点支援交付金等を踏まえた支援金を速やかに医療機関へ給付するよう事務執行を早める。賃上げや物価上昇に対する支援は国の医療介護等支援パッケージで病院への直接支援が予定されており、これらを踏まえて対応を進める。併せて次期診療報酬改定も踏まえ、国に対して必要な働きかけを続ける。</p> <p>今後の地域医療構想では医療機関の役割分担を明確化し、地域内で完結する医療・介護提供体制を構築する中で、民間病院の果たす役割を十分に考慮し必要な支援を講じていきたい。</p>                                |
| 佐藤（正）委員 | <p>山形県看護職員勤務環境改善支援事業費補助金や山形県生産性向上・職場環境整備等補助金は民間病院が活用できる制度であるが、現場からは「対象外の項目が多く必要な改善が補助対象にならない」「申請を希望しても要件に合致せず利用できない」といった声が寄せられている。現場の声を聴き改善すべきと考えるがどうか。</p>   |
| 医療政策課長  | <p>山形県看護職員勤務環境改善支援事業費補助金は、看護職員の確保・定着を図るため、業務削減・効率化や多様な働き方の実現を目的に令和6年度から実施している。勤怠管理システムの導入やシステム連携による労務・給与管理の効率化、夜勤看護師用の仮眠スペース整備、勤務区分の視認性向上を目的としたユニフォーム整備などを補助対象としており、今年度から支援件数を拡大している。一方、建築設備の維持管理や日常使用するパソコン購入、トイレ改修やLED更新といった通常の運営費相当の設備更新は本補助金の趣旨に照らして対象外としている。</p> <p>看護職員の人材不足が依然として解消されない現状を踏まえ、看護職員が専門的業務に専念できる環境整備が重要であると認識している。来年度予算では、県看護協会など関係機関の意見を聴いた上で、ICT機器導入による看護DXの推進や業務効率化の支援強化を想定しており、必要な措置を講じていきたい。</p> <p>山形県生産性向上・職場環境整備等補助金については、医療機関の人材確保と処遇改善を目的に賃上げやICT導入を支援する事業であり、国の補正予算により補助上限や重点化の方針が示された。国の要件の変更状況や事業の趣旨を踏まえ、関係者の意見を丁寧に聴取しつつ、県としての実施方針や運用の在り方を検討していきたい。</p> |
| 柴田委員    | <p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る県の取組状況と今後の方針はどうか。</p>   |

| 発 言 者   | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 水大気環境課長 | <p>県では平成7年度に山形県生活排水処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）を策定し、5年ごとに見直しながら合併処理浄化槽の普及促進を進めてきた。第3次基本構想策定時点（平成26年度末）の普及率は村山94.4%、最上71.3%、置賜80.5%であったが、令和6年度末では村山97.2%、最上81.8%、置賜89.0%と全体で向上し、地域間格差も縮小している。しかしながら、少子高齢化等の影響で普及率の伸びは鈍化している。</p> <p>合併処理浄化槽への転換促進については、設置者の負担軽減が重要であるため、環境省の交付金事業を活用するとともに県独自の支援により基準額を超える個人負担を軽減してきた。今後も市町村と連携し財源確保に努め、転換を進めていきたい。</p> <p>老朽化した浄化槽は年1回の法定検査で管理者が検査を受け、指定検査機関が県へ報告する。不適合と判定された浄化槽は市町村と情報共有の上、国の交付金による負担軽減を周知し、速やかな修繕・更新を指導する。浄化槽の清掃・保守点検・法定検査の確実な実施が良好な水環境の維持に不可欠であり、市町村や指定検査機関と連携して取り組んでいきたい。</p> |
| 柴田委員    | <p>先般取りまとめられた山形県版クマ対策パッケージに記載のあるICTわなの詳細はどうか。</p>   |
| みどり自然課長 | <p>ICTわなは、農林水産部が所管し、鳥獣交付金を活用した購入支援の対象である。ICTわなには、獲物がかかった際に閉鎖機構が作動するもの、捕獲時にスマートフォンへ通知を送るものなどがあり、導入により猟友会会員の見回り負担を大幅に軽減できる。従来のわなでは山林を頻繁に巡回する必要があり、クマと遭遇するリスクが伴うが、ICTわなはそのリスクを低減できる。猟友会会員の安全確保に資するものであり、農林水産部と連携して導入を進めたい。</p>   |
| 柴田委員    | <p>来年度当初予算要求では、ハンターへの手当を1頭当たり8千円から8万円に大幅増額することだが、ハンターへの支援に係る考え方はどうか。</p>  |
| みどり自然課長 | <p>これまで、猟友会による春季の捕獲を補助事業として実施し、残雪期における捕獲で猟友会の体制維持とクマとの棲み分けを図ってきた。しかしながら、今年度のクマの大量出没を受け、人身被害防止の観点からより一層の棲み分けと個体数抑制が必要と判断したため、目標頭数の着実な捕獲を実現する目的で、県からの委託による捕獲事業を検討している。</p> <p>従来の補助事業では概ね30頭程度の捕獲に留まっていたが、委託事業では目標を約130頭に設定する方針である。目的は人とクマの棲み分けを徹底して捕獲圧を高めることに加え、技術を継承することにある。ベテランハンターの有する捕獲技術は地域防除にとって貴重であるため、若手ハンターを同行させる形で春季捕獲に従事してもらい、実務を通じた技能継承と人材育成を図る。</p>   |
| 柴田委員    | <p>地域でのクマ出没対策に加え、学校・保育園、観光協会等も対象に専門家を派遣することだが、詳細はどうか。</p>   |
| みどり自然課長 | <p>仙台市の鳥獣関係のコンサルティング事業者と契約し、県の派遣要請を基に現地指導や研修会を実施するものである。</p>  |

| 発 言 者                   | 発 言 要 旨  |
|-------------------------|--|
| 柴田委員<br><br>みどり自然課長     | <p>麻醉銃取扱者の配置を1人から3人に増加することだが、詳細はどうか。</p> <p>県内で麻醉銃の所持及び麻醉薬の取扱いが可能な者は当初山形市の獣医師1人のみで、対応力の不足が課題であった。このため、県の補助事業を活用して麻醉銃を購入した方を対象に研修を実施した。8月に座学、11月にはわなにかかったクマを用いた現場実習を専門家の指導の下で行い、これにより実働可能な人員を現時点で3人確保した。</p> <p>新たに確保した2人は鶴岡市、東根市の各1人であり、鶴岡市の方は12月9日に屋内での麻醉銃使用訓練を実施済みである。3人体制の確立により、市街地等での麻醉銃使用という選択肢が増え、迅速な駆除や住民の安全確保に資することが期待される。今後も人員の確保と技能の維持・向上を図りつつ、安全管理に留意して運用を進めたい。</p> |
| 柴田委員<br><br>みどり県民活動推進主幹 | <p>林縁部の緩衝帯整備の詳細はどうか。</p> <p>林縁部の緩衝帯整備については、河川のやぶの刈払いとは別に、農林水産部で実施するやまがた緑環境税を活用した市町村への補助事業で実施しており、これは市町村が地元住民の要望を基に実施するものである。</p>   |
| 柴田委員<br><br>こども安心保育支援課長 | <p>こども誰でも通園制度の概要はどうか。</p> <p>こども誰でも通園制度は子ども・子育て支援法に基づき、来年度から全国の自治体で実施される新たな通園給付制度である。制度の目的は、全てのこどもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、子育て家庭を支援するものである。保育所や認定こども園、幼稚園等に在籍していない生後6か月～満3歳未満のこどもを対象として、月一定時間の利用枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる。</p>   |
| 柴田委員<br><br>こども安心保育支援課長 | <p>利用料金はどうか。</p> <p>国が示す標準利用金額は1時間300円である。自治体や施設の裁量で自由に設定できるが、多くがこの標準金額で設定しているものと認識している。</p>   |
| 柴田委員<br><br>こども安心保育支援課長 | <p>国が新たに実施を予定している、卵子凍結に係る課題検証のためのモデル事業に係る県の対応方針はどうか。</p> <p>県では、妊娠・出産に関する相談窓口として各保健所に性と健康の相談センターを、山形大学医学部附属病院に不妊専門相談センターを設置している。令和6年度の相談実績で卵子凍結に関する相談が数件寄せられている。</p> <p>こども家庭庁では、来年度から都道府県を実施主体とする卵子凍結に関する課題検証モデル事業を予定しており、県はこれに参画し、卵子凍結に関する正しい知識の普及や費用助成等の支援を行うことを想定している。現時点で事業の詳細は国から示されておらず、今後内容を精査の上取り組んでいく。</p>   |
| 五十嵐副委員長                 | <p>ガバメントハンターについての県の考えはどうか。</p>   |

| 発 言 者   | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| みどり自然課長 | <p>狩猟者の高齢化を踏まえると、自治体職員が狩猟免許を取得して業務として捕獲を行うガバメントハンターが必要になることは十分考えられ、環境省も確保・育成の強化を掲げている。</p> <p>一方で、自治体が狩猟免許保有者を採用する、又は職員に免許取得を促す場合、平時・緊急時に想定される業務内容や行動範囲、訓練の実施方法、法令や安全管理の体制整備など検討すべき課題が多いと認識している。</p>                                  |
| 五十嵐副委員長 | <p>有害鳥獣の駆除に当たっては技術と経験が求められる。猟友会会員を職員として採用することを検討すべきと考えるがどうか。</p>  |
| みどり自然課長 | <p>市町村や県が狩猟免許保有者を職員として採用することはハードルが高いため、猟友会会員を採用することは実現可能性が高い手法と考えられる。</p> <p>既存の仕組みとして、市町村長が非常勤の特別職公務員として任命する「鳥獣被害対策実施隊」があり、主に農作物被害防止において役割を果たしている。こうした既存の仕組みとガバメントハンターとの違いについてよく考察し、他県や政府の動向を注視しながら、中間支援組織の機能の在り方の検討と併せ研究していきたい。</p> |
| 五十嵐副委員長 | <p>地域密着型サービスに対する支援の状況はどうか。</p>  |
| 高齢者支援課長 | <p>県では、社会福祉施設整備補助事業費（老人福祉施設）により、老人福祉施設や介護保険事業所等の施設設備整備費を補助しており、地域密着型施設の整備も対象としている。これは、施設の種別ごとに定められた単価に基づき、県が市町村を通じて事業者へ補助金を交付するものである。</p>   |
| 五十嵐副委員長 | <p>県内の地域密着型施設の整備状況はどうか。</p>   |
| 高齢者支援課長 | <p>12月1日現在、認知症グループホームは総数145施設、定員2,456人である。地域別では村山に55施設（約38%）、最上に6施設（約4%）、置賜に34施設（約23%）、庄内に50施設（約35%）設置されている。</p> <p>地域密着型特別養護老人ホームは総数60施設、定員1,641人である。内訳は村山36施設（約60%）、最上2施設（約3%）、置賜7施設（約12%）、庄内15施設（約25%）で、地域間で整備状況に差が見られる。</p>       |
| 五十嵐副委員長 | <p>地域密着型サービスの対象者はどうか。</p>   |
| 高齢者支援課長 | <p>地域密着型サービスは平成17年度、地域包括ケアシステム構築の流れの中で導入されたものである。これらの施設は市町村が主体となって整備事業を支援するとともに、介護保険法に基づく指定と指導監督の権限を有する。サービスの対象者は原則として当該施設が所在する市町村の被保険者であり、1市町村のエリア内を対象とした小規模なサービスとなっている。</p>   |
| 五十嵐副委員長 | <p>人口減少や高齢化の進行に伴い、事業の採算悪化や利用者減少で事業者が撤退する事例も出ている。近隣都市に入所を希望する待機者が増える一方、施設側は空床の発生など経営上の課題を抱えている。地域密着型施設は個室で利用料金が</p>  |

| 発 言 者   | 発 言 要 旨  |
|---|--|
| 高齡者支援課長   | <p>従来型の多床室よりも高く、また、認知症グループホームには特別養護老人ホームのような食費・居住費の減免措置が無く、利用のハードルが高いことが理由である。</p> <p>このため、運営の持続性を確保するには、隣接自治体との利用枠調整や柔軟な運営ルールを検討、料金負担の見直しや支援策の強化など、多面的な対応が必要と考えるがどうか。</p> <p>置賜管内の複数市町からの聴き取りでは、地域密着型施設の区域外利用として、他市町からも指定を受けて入所させる事例が既に存在しているが、最近特にニーズが急増しているとか、対応できずに問題が発生しているという情報は把握していない。一方で、今後の介護需要の増加と介護人材の制約を踏まえ、既存の小規模施設を地域の介護基盤として維持していく観点は重要である。</p> <p>委員からの提言は、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域密着型というサービス類型を設けた介護保険法の枠組みにも深く関わる内容であり、県だけで取り組むことは難しい。現在、国の社会保障審議会の部会でも、2040年に向け高齢者の増減や介護ニーズに関する格差が、山間部・人口減少地域と都市部とで一層拡大していくと予想され、その中でどうサービスを維持していくのか検討が進んでいる状況であり、県としては、こうした国の議論を注視するとともに、本県の介護基盤が利用者のニーズに合ったものとなっているか、市町村と現状や課題の把握や情報共有に努めながら、ハード・ソフト両面の在り方を考えていきたい。</p> |
| <p>【請願33号の審査】</p> <p>石川（渉）委員</p> <p>佐藤（正）委員</p> <p>齋藤委員</p> | <p>OTC類似薬の保険適用除外は、国の医療費削減策の一環として検討されてきた。保険適用が除外されれば、全額自己負担となるだけでなく、保険償還価格が適用されなくなる薬については市販価格がそのまま負担となるため、現行の数十倍に相当する高額負担が生じる場合がある。</p> <p>また、こども医療費の無料化の対象外となれば、患者負担が急増する。慢性的に鎮痛薬やかゆみ止めを使用する患者団体や女性団体、保護者団体、医師会を始めとする医療関係団体から反対の声が上がり、国民の間にも反対の声が広がっている。本請願を提出している新日本婦人の会もその一例である。</p> <p>報道によれば、世論の反発を受けて厚生労働省は方針を見直し、保険適用を維持する方向へ転換したとされる。しかしながら、一部議員など保険適用除外を主張する勢力も存在し、依然として結論は流動的である。</p> <p>このため、現時点で国へ意見書を提出することは意義が大きい。願意妥当で採択すべきである。</p> <p>報道によれば、保険適用が継続される方向で協議が進んでいるとのことである。国の検討状況を注視することとし、継続審査が妥当である。</p> <p>現状、国では本請願の趣旨に沿った決定がなされるものと想定されるが、国会での審議や国の議論を注視していくべきであり、継続審査が妥当である。</p> <p>⇒簡易採決の結果、継続審査に決定</p>   |
| <p>【請願34号の審査】</p> <p>柴田委員</p>                               | <p>ひきこもりに係る現状の全体像の把握と理解促進に努め、誰もが暮らしやすい</p>   |

| 発 言 者   | 発 言 要 旨  |
|---|--|
| 石川（渉）委員<br><br>五十嵐副委員長<br><br>齋藤委員  | <p>環境整備を進めることが基本にあるべきである。<br/>本請願については、既に他県でも国へ同様の意見書を提出しているところであり、願意妥当で採択すべきである。</p> <p>ひきこもり支援を行う団体や家族の会からは、本請願の内容と同様の意見が寄せられている。願意妥当で採択すべきである。</p> <p>ひきこもり状態にある方が多い状況は国及び地方にとって大きな損失であり、社会復帰を目指していただくことが重要である。願意妥当で採択すべきである。</p> <p>ひきこもり支援に特化した基本法の理念の下、制度が作られていくことを望む。願意妥当で採択すべきである。<br/>⇒簡易採決の結果、採択に決定</p>  |
| <p><b>【請願35号の審査】</b></p> <p>五十嵐副委員長<br/><br/><br/><br/>齋藤委員<br/><br/>石川（渉）委員<br/><br/>障がい福祉課長<br/><br/><br/>石川（渉）委員</p> | <p>相談窓口に来るのは保護者が大半であり、当事者本人や自治体職員の来訪は少ないと聞き、本人が相談に踏み出せない事情があることを認識した。<br/>本請願には、たらい回しや無理解・偏見といった現状が記されている。確かに当事者がそう感じる面はあるが、近年は理解が進み偏見が薄れてきていることも実感している。とは言うものの、本人が窓口に来れば解決につながり社会復帰できる場合も多く、将来に備えて生活保護に至らない支援体制を構築する必要がある。願意妥当で採択すべきである。</p> <p>ひきこもりは県内でも大きな社会問題となっている。継続的な支援に向け、県として更に踏み込んだ支援が必要である。願意妥当で採択すべきである。</p> <p>支援制度の拡充及び充実として、県ではどのような内容を想定しているか。</p> <p>厚生労働省は今年1月に新たな指針を示しており、その趣旨は就労を最終目的とするのではなく、個々に応じた伴走型支援を長く続けることが重要という点にある。支援は単に医療的ニーズに限らず、多様な生きづらさを抱える本人やその家族を対象とした丁寧な対応を含むべきだという考え方へ転換している。<br/>県として、現段階で具体的な制度設計は示せないが、国の新指針を踏まえつつ、支援現場の実情を反映した施策を検討したい。</p> <p>関係団体や当事者からしっかり意見を聴いて支援を行ってほしい。願意妥当で採択すべきである。<br/>⇒簡易採決の結果、採択に決定</p> |